

改正

平成18年8月10日条例第26号

平成20年3月19日条例第21号

平成28年3月24日条例第26号

平成28年12月22日条例第46号

平成30年3月28日条例第14号

平成31年3月19日阿蘇市条例第5号

阿蘇市体育館等条例

(設置)

第1条 市民の体育・スポーツの振興及び文化の高揚を図るため、阿蘇市立体育館等（以下「体育館等」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育館等の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第3条 体育館等に館長その他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第4条 体育館等の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

あわせて、阿蘇市阿蘇体育館及び阿蘇市一の宮体育館については、毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）。

2 前項の規定にかかわらず、阿蘇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、体育館等の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第5条 体育館等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、8時から22時までとする。ただし、教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 利用時間には、実際に利用する時間のほか、準備及び原状回復に用する時間も含むものとする。

(利用の許可)

第6条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) 体育館等の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) その他教育委員会が施設等の管理上支障があると認めるとき、又は教育委員会が適当でないとして認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第9条 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) その他教育委員会が公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入館の禁止等)

第11条 教育委員会は、体育館等内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に退館を命ずることができる。

(使用料)

第12条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料(消費税を含む。)を納付しなければならない。ただし、別表第2に定める専用使用以外のものについては、利用時間が1時間未満の場合は1時間とみなす。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市内の小中学生のクラブ活動に対し学校施設が使えない場合、全額免除することができる。
- (2) 郡市民体育祭1箇月前の種目部による活動は、通常の半額とする。
- (3) 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 施設等の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第10条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者又は入場者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(管理の委託)

第17条 市長は、体育館等の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて市が指定するものに体育館等の管理を委託することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 阿蘇市一の宮体育館、阿蘇市阿蘇体育館、阿蘇市阿蘇体育館武道場並びに阿蘇市阿蘇多目的広場（以下「指定対象施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定対象施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条及び第9条から第11条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項中の規定により指定対象施設を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が指定対象施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が指定対象施設の管理を行うこととされた期間前に第6条（第18条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第19条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定対象施設利用者の受付に関する業務
- (2) 指定対象施設及び付属品等の整備及び保守、保安に関する業務
- (3) 指定対象施設の利用の許可及びその取消し並びに停止命令に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指定対象施設の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第20条 第12条の規定にかかわらず、指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる当該指定管理者に指定対象施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認

を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 利用期間を終わっても、正当な理由がなく利用を続ける者
 - (2) 利用の許可を取り消し、若しくは利用を制限し、又は退場を命じたにもかかわらず、利用を続ける者
 - (3) 正当の理由無く原状の回復をせず、その費用を負担しない者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
 - 3 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の阿蘇町立体育館等条例（昭和58年阿蘇町条例第13号）又は村民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和55年波野村条例第16号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに利用の許可を受けた施設等に係る使用料は、なお合併前の条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年8月10日阿蘇市条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の阿蘇市体育館等条例第17条の規定により管理を委託している阿蘇市阿蘇体育館の管理については、平成18年8月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月19日阿蘇市条例第21号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月24日阿蘇市条例第26号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年12月22日阿蘇市条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月28日阿蘇市条例第14号）

この条例は、平成30年10月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月19日阿蘇市条例第 5 号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

| 名称 | 位置 |
|-------------|-------------------|
| 阿蘇市一の宮体育館 | 阿蘇市一の宮町宮地2383番地 |
| 阿蘇市阿蘇体育館 | 阿蘇市内牧267番地 |
| 阿蘇市阿蘇体育館武道場 | |
| 阿蘇市阿蘇多目的広場 | |
| 阿蘇市波野体育館 | 阿蘇市波野大字波野2709番地 7 |
| 阿蘇市坂梨体育館 | 阿蘇市一の宮町坂梨3028番地 |
| 阿蘇市中通体育館 | 阿蘇市一の宮町中通1521番地 |
| 阿蘇市古城体育館 | 阿蘇市一の宮町中通2177番地 |
| 阿蘇市役犬原体育館 | 阿蘇市役犬原805番地 |
| 阿蘇市乙姫体育館 | 阿蘇市乙姫1612番地 |
| 阿蘇市尾ヶ石東部体育館 | 阿蘇市狩尾675番地 |
| 阿蘇市山田体育館 | 阿蘇市小野田567番地 2 |

別表第 2（第12条関係）

1 体育館

(1) 個人使用

(2 時間につき)

| 区分 | 使用料 |
|----|-----|
|----|-----|

| | | |
|----------------------|--------|------|
| 阿蘇市阿蘇体育館（第一） トレーニング室 | 小中学生以下 | 100円 |
| | 高校生 | 150円 |
| | 一般 | 200円 |

備考

- 1 満3歳に満たない幼児及び乳児の使用料は、無料とする。
- 2 「小中学生以下」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びに満3歳から小学校就学の始期に達する前までの幼児をいう。
- 3 「高校生」とは、第3学年以下の高等専門学校の学生、高等学校の生徒をいう。
- 4 「一般」とは、前3項に掲げるもの以外の者をいう。

(2) 専用使用

| 区分 | | | 使用料 | | | | | |
|-----------------------------|------------------------|--------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| | | | 午前 (8時から12時) | 午後 (13時から18時) | 日中 (8時から18時) | 夜間 (19時から22時) | 全日 (8時から22時) | 延長料金 (1時間につき) |
| A 利用者が催物のために入場料、会費等を徴収しない場合 | 1 ア | 阿蘇市一の宮体育館 | 2,600円 | 3,250円 | 6,500円 | 1,950円 | 9,100円 | 650円 |
| | | ユアスポーツ | 7,600円 | 9,500円 | 19,000円 | 5,700円 | 26,600円 | 1,900円 |
| | 又は 学生、生徒、児童が行う催物の場合 | 阿蘇市阿蘇体育館（第二） | 2,600円 | 3,250円 | 6,500円 | 1,950円 | 9,100円 | 650円 |
| | | 阿蘇市波野体育館 | 2,600円 | 3,250円 | 6,500円 | 1,950円 | 9,100円 | 650円 |
| | | 阿蘇市坂梨体育館 | 1,000円 | 1,250円 | 2,500円 | 750円 | 3,500円 | 250円 |
| | | 阿蘇市中通体育館 | 1,000円 | 1,250円 | 2,500円 | 750円 | 3,500円 | 250円 |
| | | 阿蘇市古城 | 1,000円 | 1,250円 | 2,500円 | 750円 | 3,500円 | 250円 |

| | | | | | | | | |
|---|----------------------------|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | | 体育館 | | | | | | |
| | | 阿蘇市役犬 原体育館 | 1,000円 | 1,250円 | 2,500円 | 750円 | 3,500円 | 250円 |
| | | 阿蘇市乙姫 体育館 | 1,000円 | 1,250円 | 2,500円 | 750円 | 3,500円 | 250円 |
| | | 阿蘇市尾ヶ 石東部体育 館 | 1,000円 | 1,250円 | 2,500円 | 750円 | 3,500円 | 250円 |
| | | 阿蘇市山田 体育館 | 1,000円 | 1,250円 | 2,500円 | 750円 | 3,500円 | 250円 |
| 2 | そ の 他 の 場 合 | 阿蘇市一の 宮体育館 | 7,800円 | 9,750円 | 19,500円 | 5,850円 | 27,300円 | 1,950円 |
| | | 阿蘇市阿蘇 体育館（第 一） | 22,800円 | 28,500円 | 57,000円 | 17,100円 | 79,800円 | 5,700円 |
| | | 阿蘇市阿蘇 体育館（第 二） | 7,800円 | 9,750円 | 19,500円 | 5,850円 | 27,300円 | 1,950円 |
| | | 阿蘇市波野 体育館 | 7,800円 | 9,750円 | 19,500円 | 5,850円 | 27,300円 | 1,950円 |
| | | 阿蘇市坂梨 体育館 | 3,000円 | 3,750円 | 7,500円 | 2,250円 | 10,500円 | 750円 |
| | | 阿蘇市中通 体育館 | 3,000円 | 3,750円 | 7,500円 | 2,250円 | 10,500円 | 750円 |
| | | 阿蘇市古城 体育館 | 3,000円 | 3,750円 | 7,500円 | 2,250円 | 10,500円 | 750円 |
| | | 阿蘇市役犬 原体育館 | 3,000円 | 3,750円 | 7,500円 | 2,250円 | 10,500円 | 750円 |
| | | 阿蘇市乙姫 | 3,000円 | 3,750円 | 7,500円 | 2,250円 | 10,500円 | 750円 |

| | | | | | | | | |
|--|---|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | | 体育館 | | | | | | |
| | | 阿蘇市尾ヶ石東部体育館 | 3,000円 | 3,750円 | 7,500円 | 2,250円 | 10,500円 | 750円 |
| | | 阿蘇市山田体育館 | 3,000円 | 3,750円 | 7,500円 | 2,250円 | 10,500円 | 750円 |
| B 利用者 が催物の ために入 場料、 会費等 を徴収 する 場合 | 1 ア マチ ュア スポ ーツ 又は 学 生、 生 徒、 児童 が行 う催 物の 場合 | 阿蘇市一の宮体育館 | 5,200円 | 6,500円 | 13,000円 | 3,900円 | 18,200円 | 1,300円 |
| | | 阿蘇市阿蘇体育館（第一） | 15,200円 | 19,000円 | 38,000円 | 11,400円 | 53,200円 | 3,800円 |
| | | 阿蘇市阿蘇体育館（第二） | 5,200円 | 6,500円 | 13,000円 | 3,900円 | 18,200円 | 1,300円 |
| | | 阿蘇市波野体育館 | 5,200円 | 6,500円 | 13,000円 | 3,900円 | 18,200円 | 1,300円 |
| | | 阿蘇市坂梨体育館 | 2,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 1,500円 | 7,000円 | 500円 |
| | | 阿蘇市中通体育館 | 2,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 1,500円 | 7,000円 | 500円 |
| | | 阿蘇市古城体育館 | 2,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 1,500円 | 7,000円 | 500円 |
| | | 阿蘇市役犬原体育館 | 2,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 1,500円 | 7,000円 | 500円 |
| | | 阿蘇市乙姫体育館 | 2,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 1,500円 | 7,000円 | 500円 |
| | | 阿蘇市尾ヶ石東部体育館 | 2,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 1,500円 | 7,000円 | 500円 |

| | | | | | | | | |
|---------------------------|--|----------------------|---------|---------|---------|---------|----------|--------|
| | | 阿蘇市山田 体育館 | 2,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 1,500円 | 7,000円 | 500円 |
| 2 そ の他 の場 合 | | 阿蘇市一の 宮体育館 | 13,000円 | 16,250円 | 32,500円 | 9,750円 | 45,500円 | 3,250円 |
| | | 阿蘇市阿蘇 体育館（第 一） | 38,000円 | 47,500円 | 95,000円 | 28,500円 | 133,000円 | 9,500円 |
| | | 阿蘇市阿蘇 体育館（第 二） | 13,000円 | 16,250円 | 32,500円 | 9,750円 | 45,500円 | 3,250円 |
| | | 阿蘇市波野 体育館 | 13,000円 | 16,250円 | 32,500円 | 9,750円 | 45,500円 | 3,250円 |
| | | 阿蘇市坂梨 体育館 | 5,000円 | 6,250円 | 12,500円 | 3,750円 | 17,500円 | 1,250円 |
| | | 阿蘇市中通 体育館 | 5,000円 | 6,250円 | 12,500円 | 3,750円 | 17,500円 | 1,250円 |
| | | 阿蘇市古城 体育館 | 5,000円 | 6,250円 | 12,500円 | 3,750円 | 17,500円 | 1,250円 |
| | | 阿蘇市役犬 原体育館 | 5,000円 | 6,250円 | 12,500円 | 3,750円 | 17,500円 | 1,250円 |
| | | 阿蘇市乙姫 体育館 | 5,000円 | 6,250円 | 12,500円 | 3,750円 | 17,500円 | 1,250円 |
| | | 阿蘇市尾ヶ 石東部体育 館 | 5,000円 | 6,250円 | 12,500円 | 3,750円 | 17,500円 | 1,250円 |
| | | 阿蘇市山田 体育館 | 5,000円 | 6,250円 | 12,500円 | 3,750円 | 17,500円 | 1,250円 |
| C 条例で定める以外の用具 使用及び施設利用 | | 市長が別に定める額 | | | | | | |

備考

- 1 利用者が区分A 2により利用する場合で、営利及び商業宣伝を目的とする催物に利用するときは、100分の200を乗じて得た額を使用料とする。ただし、阿蘇市一の宮体育館及び阿蘇市波野体育館については100分の130を乗じて得た額を使用料とする。
- 2 利用者が区分Bにより利用する場合は、利用者が催物のために徴収する入場料金等の最高金額に100を乗じて得た額を使用料に加算する。ただし、阿蘇市一の宮体育館及び阿蘇市波野体育館については利用者が催物のために徴収する入場料金等の最高金額に30を乗じて得た額を使用料に加算する。

(3) 一部使用

(1面又は1台、1時間につき)

| 区分 | 使用料 | | | |
|-------------|------|--------|--------|----------|
| | 卓球 | バドミントン | バレーボール | バスケットボール |
| 阿蘇市坂梨体育館 | | 100円 | 150円 | 150円 |
| 阿蘇市中通体育館 | | 100円 | 150円 | 150円 |
| 阿蘇市古城体育館 | | 100円 | 150円 | 150円 |
| 阿蘇市役犬原体育館 | | 100円 | 150円 | 150円 |
| 阿蘇市乙姫体育館 | | 100円 | 150円 | |
| 阿蘇市尾ヶ石東部体育館 | | 100円 | 150円 | 150円 |
| 阿蘇市山田体育館 | | 100円 | 150円 | 150円 |
| 上記以外の施設 | 250円 | 250円 | 650円 | 950円 |

(4) 冷暖房設備

(1時間につき)

| 区分 | 使用料 |
|---------------|--------------|
| 阿蘇市阿蘇体育館 (第一) | 冷房設備 15,000円 |
| | 暖房設備 13,500円 |

(5) 照明設備

(1時間につき)

| 区分 | 使用料 |
|----|-----|
| | |

| | 片面使用 | 全面使用 |
|-------------|------|------|
| 阿蘇市坂梨体育館 | 400円 | 800円 |
| 阿蘇市中通体育館 | 400円 | 800円 |
| 阿蘇市古城体育館 | 400円 | 800円 |
| 阿蘇市役犬原体育館 | 400円 | 400円 |
| 阿蘇市乙姫体育館 | 400円 | 400円 |
| 阿蘇市尾ヶ石東部体育館 | 400円 | 400円 |
| 阿蘇市山田体育館 | 400円 | 400円 |

(6) コインロッカー

(1回につき)

| 区分 | 使用料 |
|---------------|------|
| 阿蘇市阿蘇体育館 (第一) | 100円 |

(7) その他の施設

(1時間につき)

| 区分 | | 使用料 |
|------------------|---------|------|
| 阿蘇市阿蘇体育館 (第一) | 体力測定室 | 350円 |
| | 暖房代 | 250円 |
| | スポーツ相談室 | 350円 |
| | 暖房代 | 250円 |
| | 研修室 | 350円 |
| | 暖房代 | 250円 |
| | ステージ | 350円 |

(8) 体育用具

(1時間につき)

| 区分 | | 使用料 |
|----------|----------------------|------|
| 阿蘇市阿蘇体育館 | バドミントンラケット 1本 | 100円 |
| | 卓球 1組 (ラケット2本・ボール1個) | 100円 |
| | バスケットボール 1個 | 100円 |
| | バレーボール 1個 | 100円 |

(9) 放送設備

(一式、1日につき)

| 区分 | 使用料 |
|---------------|--------|
| 阿蘇市阿蘇体育館 (第一) | 1,000円 |

2 武道場

(1時間につき)

| 区分 | 使用料 | |
|--------------|-----|------|
| 阿蘇市阿蘇体育館 武道場 | 柔道場 | 450円 |
| | 電気代 | 200円 |
| | 剣道場 | 450円 |
| | 電気代 | 200円 |
| | 会議室 | 200円 |
| | 暖房代 | 200円 |

3 多目的広場

(1面、1時間につき)

| 区分 | 使用料 |
|--------------------|------|
| 阿蘇市阿蘇多目的広場 ゲートボール場 | 350円 |

阿蘇市体育館等条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阿蘇市体育館等条例（平成17年阿蘇市条例第102号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 館長は、上司の命を受け、阿蘇市体育館等（以下「体育館等」という。）の業務を総理し、所属職員を指揮監督する。

2 その他の職員は、館長の命を受け、それぞれの職務に従事する。

(利用の申請)

第3条 条例第6条第1項前段の規定により体育館等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書（別記様式）を阿蘇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、施設等を利用しようとする日の7日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 条例第6条第1項前段の規定による利用の許可は、利用許可書を交付して行うものとする。

(利用等の取消し)

第5条 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の納付)

第6条 利用者は、利用許可書の交付と引換えに使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用者の遵守すべき事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずに体育館等内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。

(4) 許可を受けず備え付けた備品等を移動しないこと。

(5) 施設等に収容する人員は、定員を超えないこと。

(損壊の届出等)

第8条 施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

第9条 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設等の維持のため利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(利用終了の届出)

第10条 利用者は、施設等の利用を終えたときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

第11条 利用者は、条例第15条の規定により原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の阿蘇町立体育館等条例施行規則（昭和59年阿蘇町教育委員会規則第1号）又は村民体育館の管理、運営に関する規則（昭和56年波野村教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式 (第3条関係)
別記様式(第3条関係)

| | |
|---|---|
| 1一の宮体育館 2一の宮武道場 3市立体育館・武道場 4波野体育館 | 体育館 利用許可申請書 申請年月日 年 月 日 |
| 阿蘇市教育委員会 様 | |
| 団体名又はグループ名..... | |
| 代 表 者 住 所..... | |
| 氏 名..... (印) | |
| 連絡責任者 住 所..... | |
| 氏 名..... | |
| 連絡先..... | |
| 下記のとおり利用を許可くださるよう申請します。 なお、利用に際しましては、関係条例、規則に基づく指示に従うことを誓約します。 | |
| 記 | |
| 利 用 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 月 回使用(日 日 日 日 日 日 日 日) |
| 設備及び利用面数 | |
| 利 用 時 間 | 時から 時まで(時間) |
| 照 明 時 間 | 時から 時まで(時間) |
| 利 用 目 的 | |
| 利用予定人数 | 小・中・高 名 大人 人 計 名(男 人・女 人) |
| 備 考 (使用備品等) | |
| 使 用 料 金 全納・未納・減免 | 使用料 照明料 計 円 |

利 用 許 可 書

上記のとおり利用を許可する。

年 月 日

阿蘇市教育委員会 (印)

確認欄

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

 取扱者 _____